

徳島県立海部高等学校
探究ドミトリー（探究寮）建設事業

要求水準書

令和8年8月25日

徳島県教育委員会
教育創生課

目次

第1 総則

1 適 用	1
2 海部高等学校 N-E.X.T.ハイスクール構想事業の理念における「探究ドミトリー」の役割について	1
3 基 本 方 針	2

第2 本事業の概要

1 事 業 名	4
2 事 業 場 所	4
3 業 務 内 容	4
4 施設の概要	6
5 添 付 資 料	9

第1 総則

1 適用

本要求水準書は、徳島県立海部高等学校探究ドミトリー（探究寮）建設事業（以下「本事業」という。）において、徳島県（以下「県」という。）が受注者に要求する施設整備基準（以下「要求水準」という。）を示すものであり、本事業に係る技術提案に適用する。

要求水準は、県が本事業に求める機能や性能の最低基準を規定するものであり、受注者が要求水準以上の提案を行うことを妨げるものではない。

2 海部高等学校 N-E.X.T.ハイスchool構想事業の理念における「探究ドミトリー」の役割について

- （1）海部高等学校 N-E.X.T.ハイスchool構想事業：「場所にとらわれない学び」による選択肢の最大化と「地域に根差した学び」による地域協働探究による、「自ら越境し、自ら選択・決定できる」人材育成

N-E.X.T.ハイスchool構想事業は、地域課題を素材とした「地域に根差した学び」とICTを活用した教育による「場所にとらわれない学び」を融合させることで、人口減少地域にありながら都市部と同等以上の進路選択を保障する教育モデルの構築を目指している。この改革の中心には「探究」があり、自ら越境し、自ら選択・決定できる生徒を育成するとともに、将来的に地域へ人材が還流する「海部人財バリューチェーン」の創出を掲げている。この壮大なビジョンを実現するために必要な施設が「探究ドミトリー」である。

- （2）学校の存続と多様性を担保する絶対的な基盤

海部郡における急速な少子化の進行により、適正な学校規模を維持し、多様な開設科目を確保するためには、「地域みらい留学」等を通じた全国からの意欲ある生徒の募集拡大が急務となっている。探究ドミトリーは、探究活動に関心の強い県内外の入学者を安定的に受け入れるために必要なハードインフラとなる。地域外からの生徒と地元生徒が交わることで、固定化しがちな人間関係や価値観を打破し、互いに刺激を与え合う多様性に満ちた学習環境を生み出す役割を担う。

- （3）「寝食の場」を超えた、自律的でシームレスな学びの空間

探究ドミトリーは単なる居住施設ではなく、デンマーク・エフタスコーレの「グローバル・リビング」の概念を参照した、心理的安全性（ヒュッゲ）と対話を基調とする教育空間として位置づけている。専門のハウスマスターが継続的に関与することで、日々の共同生活を自律的な学びの場として、人格形成を支援する。また、新築される「海部コモン（探究スペース・配信センター）」と連携しており、時間的・空間的制約にとらわれることなく、放課後や夜間、休日であっても、地域の大人たちや海外の

高校生とオンラインで繋がりながら探究活動に没頭できる環境を作り出す。

(4) 多様な価値観が交差する「越境」のハブ機能

探究ドミトリーは在校生のための寮機能にとどまらず、他県や海外からの短期留学生、さらには探究合宿等での受け入れ施設としての役割も担うこととなる。異なる背景を持つ若者たちが寝食を共にし、地域の課題解決に向けて議論を交わすことで、ローカルな視点とグローバルな視点を併せ持つ人材を育成する。

(5) 「海部人財バリューチェーン」を駆動するエンジン

多世代・多地域の人々と協働しながらドミトリーで過ごした高校3年間の原体験を通じて、生徒にとって他では得られない強固な自己効力感と地域への深い愛着を育むような仕掛けを用意する。大学進学等で一度地域を離れた後も、「また海部に戻りたい」、「海部のために貢献したい」という強い動機づけとなり、「海部人財バリューチェーン（人材の還流）」を生み出す。

3 基本方針

「2 海部高等学校 N-E.X.T.ハイスクール構想事業の理念における「探究ドミトリー」の役割について」の内容を踏まえた上で基本方針に則ったアイディアの詰まった提案をすること。

(1) 安全・安心で快適な生活・教育環境等の確保

- ・生徒が自律的な学びに向かい、心理的安全性が確保された環境のもとで人格形成を支援できる生活および教育的空間を目指して整備する。
- ・21名の生徒および、1名のハウスマスターが居住できるユニットバスを完備した個室に加え、洗濯室、食堂・リビング（兼探究スペース）など、生活に不可欠で快適な設備を確保する。
- ・ハウスマスターが生徒の生活全般に関与し、安心して過ごせる居住環境を構築する。
- ・曜日や時間を問わず、生徒間で協働する関係を生み出しやすく、日常的な協議やコミュニケーションが生まれやすい安心・安全な快適空間とICT環境を構築する。

(2) 先進的な空間の確保

- ・新たな知を生み出す力を育成するため、多様な学習ニーズに対応した人材育成の拠点となる探究ドミトリー（探究寮）を整備する。
- ・生徒同士の交流や協働、オンラインを活用した国内外の人々との交流を担う役割などの観点から、時間的・空間的制約にとらわれない個別最適な学びに資する環境を確保する。

(3) デザインコンセプト：学びと暮らしが融合する「共創の場」

- ・本施設は単なる「住むための場所」ではなく、多感な高校生時代にしか得られないセンスや歓び、一生ものの絆を育む場所として大切にデザインして提案することを期待する。
- ・海陽町の豊かな自然環境に溶け込み、生徒たちのアイデアが沸き立つような明るさと開放感を確保した個性的な空間とすること。
- ・機能的な構造と創意工夫の両立を期待する。
- ・建築費をいたずらに増やすのではなく、機能的・合理的な構造をベースとしながらも、外観や内装の素材選定、シンボルとなる附属的なモニュメント等に工夫を凝らし、学校の新しい PR 看板となる意匠を期待する。
- ・安らぎと対話を生む共用部を期待する。
- ・日常的に多様な対話や交流が生まれるクリエイティブな設計とすること。

(4) 工事の確実な実施

- ・適切な建設工法の選択や施工計画の工夫等により、限られた工期の中で確実な施設整備を行う。

(5) ライフサイクルコストの低減

- ・将来の修繕や更新費用を含む維持管理費用の低減を目指す。
- ・耐久性に優れ、日々の清掃やメンテナンスが容易な資材・設備を選定する。

(6) 脱炭素化と環境負荷の低減

- ・国の「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等の在り方・進め方（令和3年8月、国交省・経産省・環境省）」や「徳島県 GX 推進計画（令和6年3月）」に基づき、ZEH基準の省エネ性能（強化外皮基準及び省エネを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネ基準値から20%削減）を確保する。また、太陽光発電設備の設置を検討すること。
- ・創エネ・省エネ設備の導入等により、温室効果ガス排出削減に資する持続可能な宿泊施設を目指す。

(7) 施工中の安全確保と、授業や学校行事の担保

- ・施工にあたっては、生徒、教職員をはじめ、学校や部活動関係者、近隣住民などへの安全確保のほか、騒音対策等を行い、授業や学校行事に支障をきたさないよう最大限配慮する。

第2 本事業の概要

1 事業名 徳島県立海部高等学校探究ドミトリー（探究寮）建設事業

2 事業場所

- (1) 所在地 徳島県海部郡海陽町大里字馬谷1 1－2の一部
(海部高等学校テニスコート内西側)

別添資料(2) 参照

- (2) 用地面積 3,357 m² (テニスコート)のうち約1,220 m²

(3) 法的規則

- | | |
|-----------|--|
| ① 都市計画区域 | 区域外 |
| ② 用途地域 | 指定なし |
| ③ 建ぺい率 | － |
| ④ 容積率 | － |
| ⑤ 防火地域 | 指定なし |
| ⑥ 特別用途地区 | 指定なし |
| ⑦ その他地域地区 | 埋蔵文化財の確認中
遺跡等があった場合、基礎の深さによっては、発掘期間を必要とする場合がある。 |

3 業務内容

(1) 設計に関する業務

- ・探究ドミトリー（探究寮）建設に係る実施設計
- ・基本条件については、「4 施設の概要」を確認すること

(2) 施工に関する業務

- ・建築工事、電気設備工事、機械設備工事（給排水衛生設備、空調設備等）、外構工事等、探究ドミトリー（探究寮）の施設整備に係るすべての工事
- ・建築用地の既存工作物の撤去、造成工事等を含む。

(3) 工事監理に関する業務

- ・建築工事、電気設備工事、機械設備工事（給排水衛生設備、空調設備等）、外構工事等、探究ドミトリー（探究寮）建設に係るすべての工事に係る工事監理

(4) 近隣対応に関する業務

- ・近隣住民への計画説明、調整

- ・ 建築に伴う近隣対応

(5) その他の業務

- ・ 敷地周辺の供給処理施設（電気、電話、ガス、上下水道等）調査及び諸官庁協議・申請
- ・ 関係法令等の申請、許認可手続（建築基準法、消防法、都市計画法等）
- ・ 官公庁その他への手続及びこれに要する費用は、事業者が負担すること。

(6) 業務実施に係る留意事項

- ① 建設方法やコスト、工期については適正なものとする。
- ② 地質調査は県の許可を得た上で実施するものとし、その費用については事業者の負担とする。また、調査の結果により計画の見直しが必要になった場合についても、企画提案書提出時の見積金額を超えてはならない。
- ③ 県及び関係機関との打ち合わせ事項を記録し、文書で県へ提出すること。
- ④ 県と十分に協議を行いながら業務を実施し、業務の進捗状況に応じて、適宜、中間報告を行うこと。また、関係機関への申請及び申し出に係る協議、手続等については、事前に県の確認を受けた上で行うこと。
- ⑤ 県が関係機関等に対して行う説明等に係る資料作成への協力を行うこと。
- ⑥ 関係機関と十分に協議を行った上で、工事を実施すること。また、各種申請、検査等に必要な手数料等は事業者の負担とする。
- ⑦ 関係法令等を遵守し、近隣及び学校の教育活動に対する騒音、振動、塵埃等の影響を最小限にとどめるように対策を講じること。また、近隣に対しては事前に説明等を行うこと。
- ⑧ 周辺地域の交通渋滞への配慮や敷地内の安全を確保するため、交通誘導員を適切に配置すること。特に工事車両の出入りについては、生徒及び学校関係者の安全に十分配慮すること。
- ⑨ やむを得ない理由で補償問題等が生じた場合は、事業者が誠意をもって解決にあたり、事業の円滑な実施に努めること。
- ⑩ 周辺の施設等に損傷を与えた場合は、当該施設の所有者並びに県と協議の上、事業者の負担によって現況に復旧すること。
- ⑪ 工期中に他の設備への工事等が必要になる場合は、工程会議において協議するとともに工程等について配慮・協力すること。
- ⑫ 「別添 備品表（参考）」を参考に、安全・安心で快適な探究寮運営に必要な備品が配備されることを考慮すること。
- ⑬ 「別添業務仕様書」を参照すること。

4 施設の概要

(1) 基本条件

- ・探究活動に協働的に取り組むことができ、アイデアが沸き立つような空間として整備する。
- ・施設の配置は、原則として計画地の南側とする。
- ・建物の機能は寮（寄宿舍）とし、舎室は1人1室で21室、ハウスマスタールーム1室とする。
- ・建物の構造は指定しないが、2階建て、延べ床面積500㎡程度とする。
- ・地質調査は事業者が行うこと。
- ・内装材は、傷がつきにくく、清掃が容易な素材とする。
- ・空調設備は、事務室、ハウスマスタールーム、舎室、食堂・リビング（兼探究スペース）に設置し、経費が過大とまらない提案とすること。
- ・食堂・リビング（兼探究スペース）が可能な限り広くなるような提案をすること。
- ・排水については、個別に合併処理浄化槽を設置する。
- ・外部空間の利用は、ゴミ置場、キュービクル式高圧受電設備（必要となる場合）、空調室外機等の設置場所、食事の搬入経路、浄化槽及び排水経路、避難経路等を考慮する。
- ・施設内のあらゆる場所において、死角のない安定した無線 LAN (Wi-Fi) 環境を構築するため、各所に無線 LAN アクセスポイントを設置するための空配管等を整備する。なお、提案にあたっては、生徒の同時接続や通信負荷を想定した、無線 LAN アクセスポイントの最適な配置計画（電波シミュレーション等）を提示すること。また、食堂・リビング（兼探究スペース）及びハウスマスタールームには、有線 LAN（Cat6A 以上）を利用するために必要な空配管等を整備する。
- ・すべての窓にカーテンまたはブラインドを設置すること。

(2) 諸室構成及び条件

主な諸室構成及び条件は、以下のとおりとする。なお、諸室の面積は必要最小限の面積とし、数値を記載していない室については、事業者の提案によることとする。

① 男女別部分

ア 舎室

- ・1人1室とし、1室あたり11㎡程度とする。
- ・定員は21名程度とし、男女比の変化に対応できるものとする。
- ・各室バス・トイレ・洗面台付きとする。
- ・造り付けの学習机、ベッド、クローゼット、キャビネットを設置し、空間が広く感じられる工夫をすること。
- ・窓の外に洗濯竿を設置できる仕様とする。

- ・外部からの視線を遮る工夫を行う。
- ・内装は、心理的な安心・安らぎの感じられる空間となる工夫を行う。

イ 洗濯室

- ・洗濯室は、男女別の室とする。
- ・各室4台ずつの洗濯機・乾燥機を設置できるよう計画する。

ウ 廊下・階段

- ・入寮者の男女比の変化に対応できるものとする。

② 共用部分

ア 食堂・リビング（兼探究スペース）

- ・22名が食事をとることができる食堂と安らぎと対話が生まれるリビングを整備する。また、食堂とリビングは、探究スペース機能を兼ね、探究活動に協働的に取り組むことができ、アイディアが沸き立つような空間として整備する。
- ・簡易なキッチン機能を設ける。ただし、給湯機能を設け、コンロはIH機能とする。
- ・内装は、無機質なものではなく、心理的な安心・安らぎの感じられる空間となる工夫を行う。
- ・壁一面が造り付けのホワイトボードとなるようにする。
- ・ケーブルテレビが視聴できるよう、共聴機器や配管・配線を整備する。
- ・造り付けの大きな本棚を設置する。

イ 倉庫・備蓄庫

- ・日常的な消耗品や清掃用具等の整備のほか、22名、3日分程度の非常用食料の保管ができるものとする。
- ・倉庫は、十分な容量を確保することとし、男女別部分の配置も含めて検討すること。

ウ 玄関・下駄箱

- ・玄関は、事務室に接する形で設置する。
- ・玄関に、カメラ付きインターホンを設置する。なお、モニター及び録画機能付き室内機は事務室に設置すること。
- ・25名分の下駄箱（備付）を設ける。

③ 管理部分

ア 事務室

- ・玄関及び食堂・リビング（兼探究スペース）に目が届く位置に配置し、1 名が事務作業できる程度の広さとする。
- ・防犯カメラシステム、館内放送設備、火災受信機等を備える。
- ・壁掛け式のホワイトボード（幅 90 cm、高さ 60 cm程度）を設置する。
- ・外線電話を利用できるよう、必要な配線等を行う。

イ ハウスマスタールーム

- ・15 m²程度で、バス・トイレ・洗面台付きとする。
- ・2 名程度の寝具を収納可能な収納スペースを備える。
- ・防犯カメラの映像の確認及び館内放送が可能な設備、火災受信機を備える。

④ 外構

- ・22 名の洗濯物を干すことのできる場所を男女別に整備し、それぞれ屋根及び目隠しを備える。
- ・建物の周りをフェンスで囲う。
- ・前面道路から建物までの動線は舗装をする。
- ・前面道路から計画地奥のテニスコートまでの動線を確保する。
- ・敷地西端の既存倉庫は残置する。
- ・施設整備にあたり支障となる敷地外周部の既存門扉、フェンス等を撤去する提案は妨げない。また、撤去する場合、復旧は不要とする。

⑤ 外観

- ・新施設として学校の PR につながるような外観の工夫を行うこと。
- ・海陽町の自然や風土と調和の取れた外観とすること。
- ・シンボルとなる付属的なモニュメント等を 1 つ以上提案し、設置すること。

(3) 留意事項

① 安全・安心で快適な寮生活の確保

- ・防犯面の配慮として、施設の外部に面した部分や屋外に設置した設備等を利用して探究寮内部に侵入できない設計とする。また、事務室及びハウスマスタールームから確認が可能な防犯カメラシステムを配置すること。

② 省エネ対策

- ・ZEH 基準の省エネ性能（強化外皮基準及び省エネを除いた一次エネルギー消費

量を現行の省エネ基準値から20%削減)を確保する。太陽光発電設備の設置を検討すること。

- ・経済性や維持管理、更新性に優れた材料や設備を採用するなど、ライフサイクルコストの低減を図ること。

③ 既存施設等に対する配慮

- ・民家、テニスコートに隣接するため、舎室のプライバシー確保に配慮すること。

5 添付資料

- (1) 別添業務仕様書
- (2) 備品表(参考)
- (3) 敷地の現況図1・2
- (4) ボーリング柱状図 No.1
- (5) ボーリング柱状図 No.2
- (6) テニスコート整備図
 - ・平面図
 - ・防球ネット及びフェンス配置平面図
 - ・電気配線図
 - ・給・排水配管図